

第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、第3回国連防災世界会議（以下「国連防災会議」という。）の成功に向け、地元関係機関が連携し、国連防災会議の準備・開催支援、関連事業・歓迎事業の企画・運営、地元歓迎機運の醸成、仙台・東北地域の魅力発信等に係る事業の実施、協力を行うことを目的とする。

(所掌)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国連防災会議の開催に対する支援、円滑な運営、広報及び地元開催機運の醸成に関すること。
- (2) 国連防災会議の関連事業の企画、運営に関すること。
- (3) 国連防災会議の歓迎事業の企画、運営、仙台・東北地域の魅力発信に関すること。
- (4) 国連防災会議の円滑な運営を図るための関係団体及び機関との連絡調整等に関すること。
- (5) 企業等からの協賛の募集、受入等に関すること。
- (6) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、別表第1に掲げる団体をもって構成し、別表第2に掲げる役職にあるものを委員とする。

- 2 委員が別表第2に掲げる役職を離れたときは、その役職の後任者が委員となる。
- 3 委員の任期は、委員会が設置された日から委員会が解散する日までとする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 若干名
- 2 会長は、仙台市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員のうちから委員会の同意を得て会長が指名する。
 - 4 監事は、委員会の同意を得て会長が選任する。ただし、委員と兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、委員会の予算の執行状況等について監査し、必要があるときは会長に意見を述べることができる。

(参加)

第7条 委員会に、参加を置くことができる。

- 2 参加は、会長が選任する。

- 3 参与は、委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 参与の任期は、委員会が解散する日までとする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 予算を定めること。
 - (2) 決算を認定すること。
 - (3) 事業計画を定めること。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 上記に掲げるもののほか委員会の運営に関する重要な事項に関すること。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、代理のものを会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、委員と同一の権限を付与するものとする。
- 5 会議における議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 6 会長は、必要がある場合には、会議に委員、参与及び監事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第9条 会長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会において部会が検討すべきとされた事項について調査検討し、その結果を委員会に報告するものとする。
- 3 部会についての必要な事項は会長が別に定める。

(専決処分)

第10条 会長は、委員会を招集する暇がないときは、その議決すべき事項について、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

(財務)

第11条 委員会の経費は、仙台市からの負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 委員会の予算は、委員会の議決により定める。
- 3 会長は、出納に関する事務を終了したときは、速やかに決算を調製し、監事の監査を経て委員会の認定を受けなければならない。
- 4 委員会の会計は、当初予算の成立の日に始まり、決算報告の承認の日をもって終了する。
- 5 委員会の会計に関して必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第12条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は会長が別に定める。

(解散)

第13条 委員会は、第2条の目的を達成したときに解散する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成25年10月24日から実施する。

附 則

この規約は、平成26年4月17日から実施する。

別表第1（構成団体）

団 体 名
仙台市
国立大学法人東北大学
一般社団法人東北経済連合会
東北六県商工会議所連合会
内閣府
復興庁
外務省
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
宮城県警察本部
仙台経済同友会
株式会社河北新報社
仙台空港ビル株式会社
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社
一般社団法人宮城県タクシー協会
公益社団法人宮城県バス協会
仙台ホテル総支配人協議会
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合
仙台市連合町内会長会
みやぎ連携復興センター
特定非営利活動法人イコールネット仙台
公益財団法人仙台観光コンベンション協会

別表第2（委員）

団 体 名	役 職
仙台市	市長
国立大学法人東北大学	総長
一般社団法人東北経済連合会	会長
東北六県商工会議所連合会	会長
内閣府	政策統括官（防災担当）付参事官 （普及啓発・連携担当）
復興庁	政策統括官付参事官（広報・国際 ）
外務省	国際協力局地球規模課題総括課長
青森県	副知事
岩手県	副知事
宮城県	副知事
秋田県	副知事
山形県	副知事
福島県	副知事
宮城県警察本部	本部長
仙台経済同友会	代表幹事
株式会社河北新報社	代表取締役社長
仙台空港ビル株式会社	代表取締役社長
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	支社長
一般社団法人宮城県タクシー協会	会長
公益社団法人宮城県バス協会	会長
仙台ホテル総支配人協議会	会長
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長
仙台市連合町内会長会	会長
みやぎ連携復興センター	代表
特定非営利活動法人イコールネット仙台	代表理事
公益財団法人仙台観光コンベンション協会	副理事長